

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 新設	(新設)	第6節 AWS 接続オプションサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第20条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、Amazon Web Services, Inc. が提供する AWS Direct Connect（以下、本節において「AWS Direct Connect」といいます）および前節に定める「ローカルルータ接続サービス」を用いて、AWS Direct Connect へ接続する Amazon Web Services, Inc. 提供サービス（以下、本節において「AWS サービス」といいます）と、「ローカルルータ接続サービス」へ接続する当社提供サービス（以下、本節において「当社サービス」といいます）との間に、閉域網でのピア接続を提供するサービスです。	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第21条（申込み） 1. 本オプションサービスは、本オプションサービス自体の申込みの他に、別途以下の申込みを必要とします。 i. AWS サービスの申込み 当該申込みについては Amazon Web Services, Inc. に対し利用者自身が行うものとします。 ii. 「ローカルルータ接続サービス」の申込み	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第22条（利用料金） 1. 本オプションサービスの利用料金は、次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については当社ホームページ上の本オプションサービスの説明を行うウェブページで定めるものとします。 i. 基本利用料 ii. データ通信料	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第23条（基本利用料） 1. 基本利用料は、毎月1日から末日までの本サービスの利用に対して発生する一定の料金です。なお、利用開始日の属する月および利用契約が解除された日の属する月の基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第24条（データ通信料） 1. データ通信料は、本サービスを利用した、毎月1日から末日までの通信に対して発生します。 2. 当社サービスから AWS サービスへの通信にかかるデータ通信料は、当社が利用者に請求します。当該データ通信料は、本サービスを利用した通信において伝送されるデータ量に応じて発生するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。 3. AWS サービスから当社サービスへの通信にかかるデータ通信料は、Amazon Web Services, Inc. が利用者に請求し、利用者は、当該データ通信料を Amazon Web Services, Inc. に対して直接支払うものとします。	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第25条（上位規約） 1. 利用者は、Amazon Web Services, Inc. が定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「AWS Customer Agreement」を遵守するものとします。	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第26条（免責） 1. 当社は、本オプションサービスに関し、Amazon Web Services, Inc. が設置した回線終端装置の当社構内通信網側回線接続基盤より当社側のネットワークおよび設備において生じる事象においてのみ責任を負い、当社の管理外において生じた事象に起因する問題については、障害等の解消の義務、利用者へ生じた損害等への賠償責任義務、その他一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第27条（サービスの内容の変更または廃止） 1. 当社は、Amazon Web Services, Inc. の解散もしくは AWS Direct Connect の内容の変更または廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更または廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更または廃止、ならびに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースする AWS 接続オプションサービスについて、条文を追加いたします。
		(以下、節番号および条番号が繰り返されます)	
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成30年2月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年4月5日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、平成30年4月5日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年4月12日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないません。